

# 併設型ユニット型ショートステイ 利用料金表

## 1. 施設サービス利用自己負担額(日額) 1割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
サービス利用に係る自己負担額 ※1、※2参照	766	834	909	980	1,049	591	718

## 1. 施設サービス利用自己負担額(日額) 2割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
サービス利用に係る自己負担額 ※1、※2参照	1,532	1,668	1,818	1,960	2,098	1,182	1,436

## 1. 施設サービス利用自己負担額(日額) 3割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
サービス利用に係る自己負担額 ※1、※2参照	2,298	2,502	2,727	2,940	3,147	1,773	2,154

※1:短期入所生活機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算Ⅳ(予防は除く)、サービス提供体制加算Ⅱ、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(予防は除く)が含まれます。

※2:お体の状態により療養食加算など各種加算が算定されることがあります。

## 2. 上記1の金額に14.0%乗じた部分 1割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	107	117	127	137	147	83	101

## 2. 上記1の金額に14.0%乗じた部分 2割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	214	234	255	274	294	165	201

## 2. 上記1金額に14.0%乗じた部分 3割負担

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	322	350	382	412	441	248	302

※3:上記1の※2に記載の通り、各種加算の算定の状況によりこの金額は変更になります。

また、送迎があればその算定部分にも14.0%が乗じられます。

## 3. 食費及び滞在費

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300	600	1,000	1,300	1,700
滞在費	880		1,370	1,370	2,066

## 4 (円)

おやつ代(日額)	100
----------	-----

## 5.. 日額(1~6の合計)

介護度	1	2	3	4	5	要支援1	要支援2
3割負担	6,486	6,718	6,975	7,218	7,454	5,887	6,322
2割負担	5,612	5,768	5,939	6,100	6,258	5,213	5,503
第4段階	4,739	4,817	4,902	4,983	5,062	4,540	4,685
第3段階②	3,643	3,721	3,806	3,887	3,966	3,444	3,589
第3段階①	3,343	3,421	3,506	3,587	3,666	3,144	3,289
第2段階	2,453	2,531	2,616	2,697	2,776	2,254	2,399
第1段階	2,153	2,231	2,316	2,397	2,476	1,954	2,099

※ 上記の金額は医療連携強化加算・生産性向上推進体制加算Ⅱ・看取り連携体制加算・緊急短期入所受入加算・送迎加算を除いた金額です

## 6. その他費用の主なもの

(円)

朝食	1日を通じて食事を提供した場合	450	回
昼食	は上記5に記載の通りです	650	
夕食		600	
テレビ代(ご希望により設置)		200	日
理美容代		実費	その都度

## 7. 高額介護サービス費

限度額

第1段階	15,000(個人)
第2段階	24,600(世帯)
第3段階	44,400(世帯)
第4段階①	93,000(世帯)
第4段階②	140,100(世帯)

※加算及び段階については  
下記を参照してください。

加算名称	単位	算定	算定要件の概略
短期生活看護体制加算 I	I・II共算定	4	常勤の看護師を1名配置していること
短期生活看護体制加算 II		8	看護職員を基準の人員より1名以上配置していること
短期生活機能訓練体制加算		12	理学療法士等の機能訓練指導員を配置していること
医療連携強化加算		58	介護職員、看護職員の定期的な巡回を行い、医療機関との緊急時対応に係る取り決めを行っていること
短期生活サービス提供体制強化加算		18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60／100以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと
短期生活夜勤職員配置加算IV		20	法に定める16時間(夜間及び深夜)に基準を上回る職員を配置した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと
送迎加算		184	片道 送迎を行った場合
看取り連携体制加算		64	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくは口を算定していること。 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくは口を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
緊急短期入所受入加算		90	7～14日 介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と求めた者に対して居宅サービス計画書に位置付けられていない短期入所生活介護を行った場合算定
介護職員等待遇改善加算 I	単位数→		その月の基本報酬と各種加算を合算したものに14.0%を乗じた額

## 利用者負担段階

・利用者の申請により市町村は対象者に「介護保険負担限度額認定証」を交付し、その認定証に基づき減額されます。

・限度額が設定されるのは市町村民税非課税世帯の方が対象となります。

第1段階:老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

第2段階:合計所得金額と課税年金収入額が年額で80万円以下など

第3段階①:合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入金額の合計が年額で80万円を超120万円以下の方

第3段階②:合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入金額の合計が120万円超の方

社会福祉法人博愛会  
介護老人福祉施設博愛苑  
〒689-3533  
米子市一部555  
TEL:0859-37-1100  
FAX:0859-27-7233